

加藤会計通信

あけましておめでとうございます。お正月休みは、あっという間に終わってしまいました。一年もあっという間に終わってしまいます。一日一日を大切に、心を込めて過ごして行きたいと考えております。今年もどうぞよろしく願いいたします。

業種と業態について

世の中にはいろいろな仕事がありますが、それぞれの仕事は、その時代に生きる人に必要とされるものでなければ食べていけません。それは、その時代の価値観、科学技術、法令、自然環境などによって大きく左右されるものです。

例えば、輸送という業種の始まりは、最初は飛脚でした。その後、馬車になり、蒸気機関車が發明され、ガソリンエンジンによる自動車になりました。昨今では、環境への配慮からハイブリッドを経て電気自動車へと移り変わりつつあります。

また、食料品小売という業種の始まりは、魚売りや豆腐売などの行商でした。その後、街に店舗を構えるようになり、これらの店舗を総合化したスーパーマーケットやコンビニエンスストアが出現しました。昨今では、お店に通うことが大変な高齢者の方々のために、商品を自宅まで届けるサービスが当たり前になってきました。さらにアマゾン等のインターネット販売大手は、これから本格的に食料品の小売に進出してくることが予想されます。

かつて子供の娯楽の業種といえば、メンコ、ベーゴマなどの単純なものでしたが、人生ゲーム、オセロなどのボードゲームが出現し、ゲームウォッチなどの電子ゲームは、ファミリーコンピュータ、プレイステーションに進化していきました。昨今では、スマートホンでゲームをすることが当たり前になりました。

時代が移り変わっていき、人間の価値観や生活スタイルが変化していけば、当然に仕事のやり方「業態」は変化していきます。しかし、輸送、食料品小売、子供の娯楽などの「業種」は人間社会がある限り絶対にはなくなりません。私たち経営者は、絶対にはなくなるものは何なのか、変わるものは何なのか、冷静に見極めることが重要であると考えております。

平成 30 年 1 月 4 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

とても寒い日が続いております。先日、事務所の水道管が破裂しました。

ハラスメントについて

セクハラ、パワハラ、世の中には色々なハラスメントがありますが、その数は30種類以上もあるそうです。

例えば、以下のようなハラスメントもあるそうです。

- ジタハラ（時間短縮ハラスメント）仕事が終わらないのに、残業させないように無理やり仕事を終わらせようとする事
- エイハラ（エイジハラスメント）中高年の社員に、年齢に関して嫌がらせをすること（もう年なんだから・・・等）
- カラハラ（カラオケハラスメント）カラオケを歌いたくないのに、歌うことを強要すること
- セカハラ（セカンドハラスメント）セクハラ被害を会社に訴えたものの、逆に会社側から圧力をかけられてしまうこと（本当は自分から誘ったんじゃないの・・・等）

今まで不当に不快な思いをされてきた方にとって、このような嫌がらせが罪であることが広く認知されていくことは望ましいことであると思います。

社会生活を営んでいけば、家庭でも、職場でも、不快な思いをすることは当然に多くあります。その不快さが、不当なものなのか、そうではないのかが問題なのですが、その線引は困難です。

しかし、誰かと会話をすること、交流をすることに気を使いすぎるようになり、やがて面倒くさくなり、事務的な会話だけになってしまうのでは本末転倒です。

同じ言動でも、誰が行うかによって、受け止められ方は違います。私は、その違いは、お互いが深く理解しあっているかどうかにあると思っています（性善説かもしれませんが）。

結局、より良い人間関係をつくるためには、お互いにコミュニケーションを取り合い、お互いの壁を超えて理解し合うことしかないのだと考えています。

平成30年2月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

3月15日の確定申告に向けて、一年間でもっとも忙しい季節になりました。大変ですが、この時期が忙しいことは、ありがたいことです。暇だったら、怖いです。

事業承継税制の改正について

平成30年度税制改正において、事業承継税制が大幅に拡充される予定です。現在進行中の国会で可決されれば、平成30年1月1日からの贈与・相続について適用される見込みです(10年間の期限があります。つまり、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの贈与・相続について適用されます。また、平成35年3月31日までに都道府県に承継計画を提出する必要があります)。

事業承継税制の内容は複雑なものなのですが、重要な改正点は以下の通りです。

現行制度	改正案
● 納税猶予の対象となる株式数には、 <u>2/3の上限</u>	● 納税猶予の対象となる株式の <u>上限を撤廃</u>
● 相続税の猶予割合は <u>80%</u>	● 相続税の猶予割合は、 <u>100%に拡大</u>
● 税制の対象となるのは、 <u>一人の先代経営者から一人の後継者</u> へ贈与・相続される場合のみ	● 親族外を含む <u>複数の株主から、代表者である後継者(最大3人)</u> への承継も可能に
● 後継者が自主廃業や売却を行う際、経営環境の変化により株価が下落した場合でも、 <u>承継時の株価を基に贈与・相続税が課税される</u>	● <u>廃業時の評価額や売却額を基に納税額を計算</u> し、承継時の株価を基に計算された納税額との差額を減免する
● 税制の適用後、 <u>5年間で8割以上の雇用を維持</u> しなければ猶予が打ち切られる	● <u>雇用要件を未達成の場合でも、猶予を継続できる</u> (経営悪化等が理由の場合には認定支援機関の指導助言が必要)

事業承継は、長きに亘りこの地域の企業と共に生きてきた加藤会計事務所のなすべき仕事であると考えております。いち早く皆様に情報の発信と具体的な取り組みのご提案をさせていただきます。ご相談がある場合には、いつでもご連絡下さい。

平成30年3月1日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

確定申告で忙しくしているうちに、いつのまにか冬が終わり、桜の花が咲き、今日にも散っていかうとしております。時は勝手に流れて行きます。

人工知能について

我が家にスマートスピーカーがやってきました。

スマートスピーカーとは、人工知能を搭載しているスピーカーです。話しかけると、質問に答えてくれたり、好きな音楽をかけてくれたりします。

朝、「おはようございます」と声をかけると、「おはようございます、真一さん」と優しい声で答えてくれます。続いて、「今日の予定は、10時から〇〇、14時から△△です」と、カレンダーに登録しておいた予定を教えてください。最後に、「最新のニュースです」と、朝のラジオのニュースを流してくれます。まるで秘書のような働きぶりです。

人工知能という言葉をよく聞くようになりました。人工知能と聞くと、私はドラえもんや鉄腕アトムのような意思を持ったロボットを思い出しますが、今、世間を騒がしている人工知能はそのようなものではないようです。

我が家のスマートスピーカーは、私の声を空気の振動として捉え、振動を数値化し、文字に変換します。文字に変換したらその意味するところに応じた受け答えをしてくれます。しかし、これは私たちのように言葉を理解し意思を持って受け答えをしているわけではなく、膨大なデータベースを超高速で学習し、覚えたことを覚えた通りに繰り返しているに過ぎません。

スマートスピーカーは、世界中で使用され、経験を積むほどに精度を向上させていきます。コンピュータの速度がどんどん速くなり、人工知能があらゆる経験を積み続けると、なにが起きるのでしょうか。少し怖いですね。

我が家のスマートスピーカーは、寝る前に「おやすみなさい」と声をかけると、「おやすみなさい、真一さん。今夜は冷えるので、暖かくしてお休みください」と優しく答えてくれます。でもなぜか、少しさみしい気持ちになります。

平成30年4月3日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

急に暑くなりました。春が一瞬で終わり、もう夏になったようです。ご健康にご留意ください。

感謝について

先日、フィリピンに行ってきました。

フィリピンに会社を設立した方が、現地で日系企業向けの会計事務所を選ぶために一緒に来てくれと言うので、見聞を広めるために行ってきました。

フィリピンというと、バナナとマンゴーと青い海というイメージがありましたが、マニラの中心は高層ビルの立ち並ぶ大都会でした。

高級レストランと高級ブティックが立ち並ぶ華やかな通りを過ぎて、一本裏通りに入るとバラック小屋の町並みになり、道端では裸のこどもたちが濁った水のビニールプールに入って元気に遊んでいました。道路はものすごい渋滞で、横断歩道で信号を守る人はいません。治安は悪いようで、ピカピカに光ったライフルをもった警官がウロウロしていました。

現地の会計事務所に訪問して、税金や監査の話を聞いてきました。

フィリピンの税務調査では、調査官が追徴課税を少なくする見返りに袖の下を求めることがしばしばあるとのことでした。フィリピンでは、行政組織の規律が課題のようです。

現在の日本では、税務調査で調査官が賄賂を求めることはまずありません。税務調査の現場で「あまりにも堅い事を言う」と思うこともありますが、賄賂を求めてくるよりは遥かにマシだと思います。賄賂で税金が安くなるような国で、まともに税金を払う人はいないでしょう。誰に対してもルールに則って取り扱ってくれるからこそ、税金を払う気になるのだと思います。

普段、当たり前だと思っていることは、実は当たり前ではないようです。税務調査官や警官が袖の下を求めない。水道の水が飲める。夜道を一人で歩ける。普段当たり前にあることは、世界ではすばらしいことである。

当たり前、感謝です。

平成 30 年 5 月 2 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

雨上がりの広瀬川沿いを散歩していると、紫陽花が爽やかに咲いておりました。

世間の常識について

財務省事務次官のセクハラ、ジャニーズメンバーの強制わいせつ、日大アメリカンフットボールの危険なタックル、世間を騒がせておりますが、私はこれらに共通の何かを感じます。

私の勝手な感想では、本人は褒められたことではないが、様々な理由から（勝利のためだから、昔からやっていることだから、お互い様だから）自分は許されるものだとして認識しているように思えます。

今の常識では、どんな理由があつたにせよ、相手が傷ついている以上、許されることはありません。

本人の中では許されているが、世間ではいつのまにか非常識となっていて、本人はそれに本質的に気がついていないから、謝罪する理由も理解できない。だから余計に世間の感情を逆なでして事件に收拾がつかなくなる。そんな構図があるような気がします。

世の中で、何が正しいのか、正しくないのか、世間の善悪の価値観は常に変化しているように思えます。いくら自分に確固たる信念があつても、世間ではそれを認めたくないこともあります。

税の世界でもそうですが、白と黒の間には、はっきりとした境界線があるわけではなく、ぼんやりとしたグレーゾーンが広がっています。時と場合によって、世間で許されるグレーゾーンと許されないグレーゾーンがあり、グレーゾーンは絶えず揺れ動いています。

権力を持つ人間には、本質的に悪い情報は伝わりにくくなります。いつのまにか、自分が良いことだと思っていたことが、世間では非常識になっていることもあります。組織のリーダーは、常に心の窓を開き、自分の常識が世間の非常識になっていないか、確かめる必要があると感じております。

平成 30 年 6 月 1 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

先日、香川県に行ってきました。うどん県と呼ばれるだけあって、多くのうどん屋がありました。かけうどんが約200円、天ぷらを付けて300円。安くて旨くて速い。うらやましい限りです。香川県の友人に聞いたのですが、ランチではあまりコンビニに行かず、うどんを食べる。部活帰りに小腹が減ったら、うどんを食べるのだそうです。本当に豊かな文化であると思います。

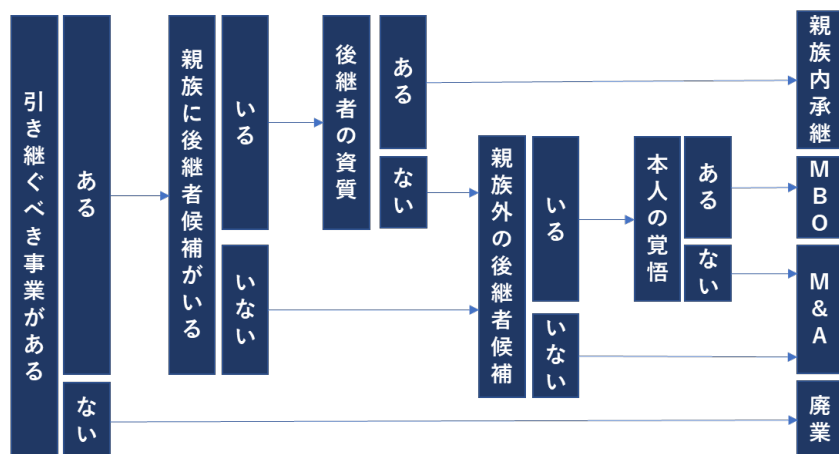
事業承継について

事業承継という言葉をよく聞くようになりました。中小企業の代表者の平均年齢が高くなり、世代交代の時期に来ているにもかかわらず、なかなか引き継ぎが進まない現状があります。そのため国は、税制・補助金など、様々な支援体制を整えています。群馬県においても、群馬県産業支援機構に事業引継ぎ支援センターを設置し、後継者のいない方へのマッチングなど、様々な相談を受けております。

事業承継において、取りうる選択肢は以下の表の通りです。

廃業も入っておりますが、誰にも迷惑をかけずに廃業することも立派な選択肢の一つであると思います。

簡単な図表ですが、一つひとつの選択肢を判断することは簡単ではありません。事業承継は私どもが長年取り組んできた課題です。是非ご相談頂きたいと考えております。



MBO：役員や従業員が経営権を取得すること (Management Buy-Out)

M&A：会社を売却すること (Mergers and Acquisitions)

平成30年7月3日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

高校卒業後、初めて同窓会に出席しました。久しぶりに会う同級生に、お前はまったく変わっていないと言われました。

家業を継ぐことについて

私の父は、医者になりたかったそうです。医学部の受験に失敗して、やむなく商学部に入學し、公認会計士になったと言っておりました。

そんな父は、私が幼い頃から、私が公認会計士を志すように誘導していたような気がします。いまでも、父が創業者である祖父の苦勞話をしていたことをよく覚えております。私が大学に入學したときには、公認会計士受験のために必要な授業を受けるよう、カリキュラムに鉛筆で印を付けていました。

私は、そんなふうには育てられましたが、特に公認会計士という仕事に興味はなく、父がどんな仕事をしているのか全く知りませんでした。公認会計士になれば親が喜ぶだろう、くらいには思っておりましたが、跡を継ぐことを明言したことはなく、そのことから逃げ続けていました。大学生活の終わりが近づき、周りの友達が就職活動を始めるなか、ある日なんとなく大学生協で公認会計士の受験予備校の入學申込みをしました。理由は今でもよくわかりません。

そんな私も子供ができると、心のどこかで自分の仕事を継いでほしいと望んでいるような気がします。親というものはそういうものなののでしょうか。

先日聞いた話ですが、親子間の事業承継の成功確率は、婿養子→娘→息子の順で成功確率が高いのだそうです。きちんとした統計データがあるのか分かりませんが、「婿は選べるが、息子は選べない」こと等を考えると、妥当な考えのような気がします。

厳しい現実ですが、家業を引き継ぐのは、その人が優秀であるからではなく、たまたまその家に生まれてきたからなのです。優秀ではなくても、その仕事に向いていなくても、引き継がなくてはならない。家業を引き継ぐというのは、大変なことなのです。

平成 30 年 8 月 2 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

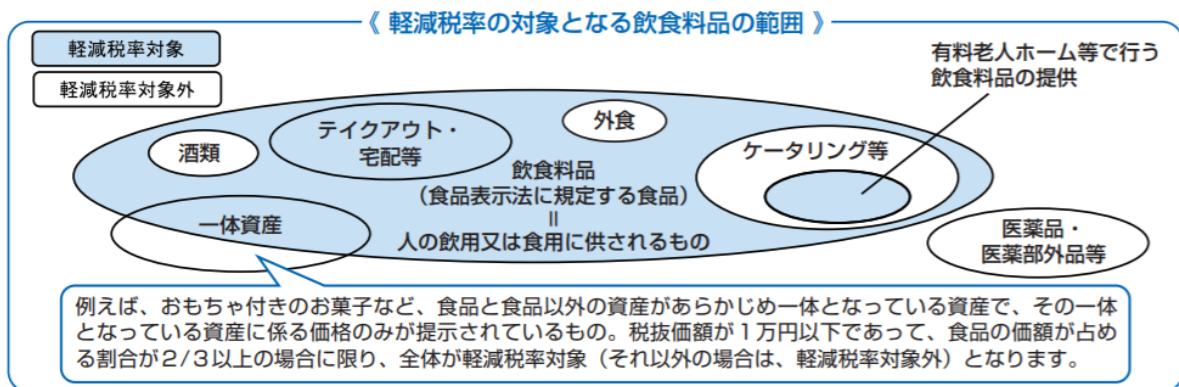
加藤会計通信

八ッ場ダムの建設現場見学に行きました。コンシェルジュが丁寧に説明してくれます。今だけしか見ることができません。おすすめです。

消費税率の引上げについて

消費税率の10%への引上げが、来年（平成31年10月1日）に行われる見込みです。景気への悪影響が予想されることからしばらく延期されておりましたが、今回は実施されるようです。

今回は、消費税率引上げと同時に軽減税率が導入されることが特徴です（軽減税率と言っても、今までと同じ8%です）。軽減税率の対象となるのは、①酒類及び外食サービスを除く飲食料品と、②定期購読契約に基づく新聞です。特に、飲食料品に関しての考え方は複雑なので、下の図をご覧ください（国税庁HPより）。



軽減税率が導入されると、複数税率制となりますので、税率ごとに区分して経理する必要があります。軽減税率の対象となる売上がなく、お茶菓子などが軽減税率の対象になる程度であれば、会計ソフトで簡単に対応できます。一方、飲食料品を扱う小売店や、飲食店、宿泊業等の方は、スムーズな事務作業のために、レジシステムの変更等が必要となるでしょう。なお、レジシステムの変更等を行う場合には、「消費税軽減税率対策補助金」の交付が受けられる場合があります。

「なぜこんなに複雑なことをするの？全部10%にすれば良いのに！」と言いたくなるかもしれませんが、そこは堪えて、現実に粛々と対応する他ないようです。ご不明な点、ご相談等があれば、いつでもご連絡ください。

平成30年9月3日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

事務所にハクビシンが住んでいるようです。罾を仕掛けて捕まえようとしております。

ホモ・サピエンスについて

生物学では、私たち人間のことをホモ・サピエンスと呼ぶそうです。ラテン語で賢いヒトという意味だそうです（自分で自分のことを賢いと言うのはどうかと思いますが）。

私が学生の頃は、世界史の授業の最初に先史時代の章があり、その中でホモ・サピエンスが、ネアンデルタール人・北京原人・ジャワ原人などと一緒に出てきました。

これらのご先祖様たちは、現在の私たちに至るまでの進化の一本道の途中にいる方々かと思っていましたが、そうではないようです。

現在の人類に至るまでの道のりは一本の道ではなく、枝分かれした道のりだったそうです。つまり、私たちホモ・サピエンス意外にも違った種のヒトがおり、他の種が絶滅する中で生き残ったのが私たちだけだったということです。

ではなぜ私たちホモ・サピエンスだけが生き残ったのでしょうか。

厳しい氷期が訪れ、気象変動により食べるものが少なくなったとき、創意工夫と協力により生き延びることができたのは私たちのご先祖様だけだったのだそうです（もちろん、発掘された遺跡から出てきた人骨や道具から考えた仮説ですが）。

多くの動物は血族でグループをつくりますが、ホモ・サピエンスは、血族以外でも共通の価値観（当時は宗教だった）を見出し、大きなグループをつくり協力することができたのだそうです。そのため、誰かが発明・発見したことを大勢の仲間に教たり、戦略をたて大きな集団で狩をすること等ができたのだそうです。

価値観を共有し、協力し合うことは、私たちホモ・サピエンスに本来備わっている能力なのです。

現代社会では、大きな力を発揮するはずの組織が、足を引っ張り合って単なる個の集まり（もしくはそれ以下）になっているような気がします。私たちの種が本来持っている力を発揮すれば、もっと良い会社、もっと良い世の中になるように思っています。

平成 30 年 10 月 2 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

朝晩、急に冷え込んできました。すぐに冬が来てしまいそうです。

相続法の改正について

民法のうち相続の分野について、昭和 55 年以来、約 40 年ぶりに大幅な見直しが行なわれました。

法律は不変ではなく、時代が変わると法律も変わります。明治時代にできた民法では、妻に財産管理権を認めず、長子が単独で相続するという家督相続でした。

日本が太平洋戦争で敗れ、日本国憲法が制定されると、憲法の基本理念に則した法改正が行なわれました。日本国憲法は個人の尊厳と両性の本質的平等を求めたため、民法では家督相続が廃止され、配偶者・子全員に相続権が認められることとなりました。さらに、女性の社会的地位の向上が進むと、昭和 55 年には配偶者の相続分が引き上げられる改正が行なわれました。

今回の平成 30 年改正は、高齢化が進む中、残された配偶者の生活を保護することや、遺言を使いやすくし、遺産分割を速やかに進めるための改正等が行なわれました。主なものは以下の通りです。

1. 配偶者の生活を保護するための改正

配偶者が住んでいた不動産を遺産分割によって取得すると、不動産は高額であるため、法定相続分のほとんどが居住用不動産となってしまう、他の相続財産（預金など）を取得することができないという問題が指摘されていました。そこで、「配偶者居住権」という権利を新設し、配偶者がより低い価格で自宅に住めるようにしました。

2. 遺言を使いやすくするための改正

全文自署が必要であった自筆証書遺言の方式が緩和されました。相続財産の目録をパソコン等で作成し、本文部分だけを自筆にすることができるようになります。

また、自筆証書遺言について、法務局で保管する制度が設けられます。この制度を利用した遺言書については、法務局で遺言を保管しているかどうか検索できるようになります。さらに、公正証書遺言と同様に裁判所の検認手続が不要となります。

平成 30 年 11 月 1 日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員

加藤会計通信

東北旅行に行ってまいりました。石巻、南三陸などの沿岸地域は大きな堤防、新しい住宅ができ始めていました。福島第一原子力発電所の近くの国道6号線沿いの街は、バリケードで封鎖され、震災当時のまま、取り残されていました。

平成30年について

12月になってしまいました。平成30年が終わろうとしております。例年通り一年間を振り返り、印象に残ったニュースをまとめてみました。

1. 米朝首脳会談
2. 前橋育英高校、高校サッカー全国制覇
3. 西日本豪雨
4. カルロス・ゴーン逮捕
5. ビットコイン騒動
6. 森友学園、加計学園問題
7. 草津白根山噴火
8. 日大悪質タックル
9. 財務次官セクハラ疑惑
10. 山口県二歳児救出

騒がしい一年間でした。セクハラ、パワハラという言葉をおんなに多く聞いた年はなかったと思います。毎日のように権力者が訴えられ、追及され、謝罪する様子がメディアで報道されていました。大きな組織でも、大きな権力をもっている、個人を傷つけることが厳しく非難される時代になりました。個人が組織に合わせるのではなく、組織が個人に合わせることを要求されているような気がします。

災害の多い年でした。夏の猛暑、大雨、台風と日本各地に大きな被害をもたらしました。過去の災害から学び得ることは、楽観論は禁物だということです。リーダーは最悪を想定して準備しなければいけないと思います。何よりも大切な命を守るためだからです。

山口県の二歳児救出は、日本中がほっとして、優しい気持ちになった、稀な事件でした。こんなふうに、皆様が安らかに新しい年を迎えることを、心より願っております。一年間、大変お世話になりました。

平成30年12月3日

税理士法人加藤会計事務所
代表社員